

京都市国民健康保険特定健康診査等実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 特定健康診査（第3条～第17条）
- 第3章 後期高齢健康診査（第18条～第30条）
- 第4章 生活保護等健康診査（第31条～第40条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する特定健康診査、高齢者医療確保法に規定する健康診査、健康増進法に規定する健康診査を行うに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査 高齢者医療確保法第20条の規定に基づき京都市が行う特定健康診査
- (2) 国実施基準 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年度厚生労働省令第157号）
- (3) 後期高齢健康診査 高齢者医療確保法第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に行う健康診査
- (4) 生活保護等健康診査 健康増進法第19条の2の規定に基づき京都市が行う健康診査

第2章 特定健康診査

（対象者）

第3条 特定健康診査の対象者は、京都市国民健康保険の被保険者（以下「市国保被保険者」という。）で、事業年度において、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定健康診査対象者」という。）とする。ただし、国実施基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年1月17日付厚生労働省告示第3号）は除く。

- (1) 40歳以上65歳未満の市国保被保険者
 - (2) 65歳以上75歳未満の市国保被保険者（事業年度途中に高齢者医療確保法第50条第1号の規定に該当することとなった者は除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、事業年度の4月2日以降に市国保被保険者となった者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、特定健康診査対象者とする。
- (1) 市国保被保険者となった日が、当該事業年度の4月2日から9月30日までの間であること
 - (2) 国民健康保険法施行規則第2条に規定する世帯主の届出が、4月2日から10月14日までに提出された者

(受診券等の交付)

第4条 京都市は、特定健康診査対象者に対し、京都市国民健康保険特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）、受診票及び受診の手引きを郵送等の方法により交付する。

2 特定健康診査対象者が受診券を毀損、滅失又は紛失し、再交付の申請をした場合は、京都市は、受診券を郵送等の方法により再交付する。

(国民健康保険被保険者証の提示等)

第5条 特定健康診査対象者は、第7条の集団健康診査、医療機関健康診査又は人間ドック健康診査の受付窓口に、有効期限内の国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証又は国民健康保険被保険者資格証明書を提示のうえ、前条に規定する受診券及び受診票を提出する。

(受診回数)

第6条 特定健康診査対象者が特定健康診査を受診できる回数は、同一事業年度において、1人当たり1回とする。

(実施形態)

第7条 特定健康診査は、次の形態により実施する。

- (1) 集団健康診査 区役所等の会場で実施する。
- (2) 医療機関健康診査 個別医療機関で実施する。
- (3) 人間ドック健康診査 人間ドック健康診査機関で実施する。

2 前項に掲げる各形態の実施方法については、別に定める。

(委託)

第8条 特定健康診査の実施は、次の機関に委託する。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げるもの 実施体制を継続的かつ安定的に確保できる団体で、別に契約する機関
- (2) 前条第1項第3号に掲げるもの 別に契約する人間ドック健康診査機関

(検査項目)

第9条 特定健康診査の検査項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 問診
- (2) 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）
- (3) 理学的所見（身体診察）
- (4) 血圧測定
- (5) 尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン）
- (6) 心電図検査（ただし、第3条第1項第1号に該当する者については、収縮期血圧140mmHg以上又は拡張期血圧90mmHgの者、又は問診等で不整脈が疑われる者に限る。）
- (7) 血液検査（赤血球数、ヘマトクリット値、血色素量、白血球数、血小板数、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)、ALP(IFCC)、総蛋白、血糖、HbA1c、血清クレアチニン、eGFR、血清アルブミン、尿酸、アミラーゼ）

(眼底検査)

第10条 特定健康診査の眼底検査は、国実施基準に基づき、医療機関健康診査のうち実施可能な施設において実施する。

(医師の判定)

第11条 第9条及び第10条の検査に係る医師の判定は、次のとおりとし、いずれかの区分を選択する。

- (1) 異常なし
- (2) 要指導
- (3) 要医療

2 前項の規定にかかわらず、第9条及び第10条に定める検査の結果、緊急に医療が必要な者に対しては、緊急医療と判断する。

(結果等の通知)

第12条 国実施基準第3条第1項に規定する特定健康診査に関する結果等の通知は、国実施基準第3条第2項の規定に基づき、第8条に規定する機関が郵送等の方法により行う。なお、この結果等の通知には、第9条、第11条及び国実施基準第7条第2項各号及び第8条第2項各号に基づく階層化の結果を記載する。

(集団健康診査及び医療機関健康診査における受診料金)

第13条 第7条第1項第1号及び第2号の実施形態により特定健康診査を受ける特定健康診査対象者は、特定健康診査に要する費用（以下「健診費用」という。）の一部負担金として集団健康診査及び医療機関健康診査の受付窓口で500円を支払う。ただし、第3条第1項第2号に該当する者は無料とする。

(人間ドック健康診査における受診料金)

第14条 第7条第1項第3号の実施形態により特定健康診査を受ける特定健康診査対象者は、健診費用の3割相当額（1円未満四捨五入）を人間ドック健康診査機関の受付窓口で支払う。
(国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている特定健康診査対象者が人間ドック健康診査を受診する場合の取扱)

第15条 前条の規定にかかわらず、国民健康保険被保険者資格証明書の交付を受けている特定健康診査対象者が、第7条第1項第3号に規定する人間ドック健康診査を受診する場合は、健診費用の全額を、人間ドック健康診査機関の受付窓口へ支払う。

(同一事業年度に2回以上受診したことが判明した場合の取扱)

第16条 特定健康診査対象者が、特定健康診査を同一事業年度に2回以上受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、同一事業年度に複数回受診しないよう促す文書を送付することとし、それ以後に同様に受診したことが判明した場合は、健診費用から受診料金を控除した額を請求するものとする。

(受診後、特定健康診査対象者でなかったことが判明した場合の取扱)

第17条 特定健康診査の受診日現在に特定健康診査対象者でない者が、特定健康診査を受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、健診費用から受診料金を控除した額を請求するものとする。

第3章 後期高齢健康診査

(対象者)

第18条 後期高齢健康診査の対象者は、京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者

(以下「後期高齢健康診査対象者」という。)とする。

(受診票等の交付)

第 19 条 京都市は、年度当初において、京都市介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けていない後期高齢健康診査対象者に対し、受診票及び受診の手引きを郵送等の方法により交付する。

(後期高齢者医療被保険者証の提示等)

第 20 条 後期高齢健康診査対象者は、第 22 条の集団健康診査、医療機関健康診査又は人間ドック健康診査の受付窓口にて、有効期限内の後期高齢者医療被保険者証を提示のうえ、前条に規定する受診票を提出する。

(受診回数)

第 21 条 後期高齢健康診査対象者が後期高齢健康診査を受診できる回数は、同一事業年度において、1 人当たり 1 回とする。

(実施形態)

第 22 条 後期高齢健康診査は、次の形態により実施する。

- (1) 集団健康診査 区役所等の会場で実施する。
- (2) 医療機関健康診査 個別医療機関で実施する。
- (3) 人間ドック健康診査 人間ドック健康診査機関で実施する。

2 前項に掲げる各形態の実施方法については、別に定める。

(委託)

第 23 条 後期高齢健康診査の実施は、次の機関に委託する。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの 実施体制を継続的かつ安定的に確保できる団体で、別に契約する機関
- (2) 前条第 1 項第 3 号に掲げるもの 別に契約する人間ドック健康診査機関

(特定健康診査の準用)

第 24 条 後期高齢健康診査の実施に当たっては、第 9 条から第 11 条までの規定を準用する。

(結果等の通知)

第 25 条 後期高齢健康診査に関する結果等の通知は、国実施基準第 3 条第 2 項の規定に基づき、第 23 条に規定する機関が郵送等の方法により行う。

(集団健康診査及び医療機関健康診査における受診料金)

第 26 条 第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の実施形態による後期高齢健康診査に係る受診料金は、無料とする。

(人間ドック健康診査における受診料金)

第 27 条 第 22 条第 1 項第 3 号の実施形態により後期高齢健康診査を受ける後期高齢健康診査対象者は、健診費用から 11,500 円を控除した額を人間ドック健康診査機関の受付窓口を支払う。

(後期高齢者医療被保険者資格証明書を交付されている後期高齢健康診査対象者が人間ドック健康診査を受診する場合の取扱)

第 28 条 前条の規定にかかわらず、後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付を受けている後期高齢健康診査対象者が、第 22 条第 1 項第 3 号に規定する人間ドック健康診査を受診する場合

合は、健診費用の全額を、人間ドック健康診査機関の受付窓口へ支払う。

(同一事業年度に2回以上受診したことが判明した場合の取扱)

第29条 後期高齢健康診査対象者が、後期高齢健康診査を同一事業年度に2回以上受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、同一事業年度に複数回受診しないよう促す文書を送付することとし、それ以後に同様に受診したことが判明した場合は、健診費用の全額を請求するものとする。

(受診後、後期高齢健康診査対象者でなかったことが判明した場合の取扱)

第30条 後期高齢健康診査の受診日現在に後期高齢健康診査対象者でない者が、後期高齢健康診査を受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、健診費用の全額（人間ドック健康診査の場合は健診費用から受診料金を控除した額）を請求するものとする。

第4章 生活保護等健康診査

(対象者)

第31条 生活保護等健康診査の対象者は、高齢者医療確保法第7条第3項各号に規定する医療保険に加入していない京都市に在住する生活保護法第6条第1号に規定する生活保護の被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の対象者で、実施年度において、40歳以上の者（以下「生活保護等健康診査対象者」という。）とする。

(生活保護法による保護受給証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書等の交付)

第32条 京都市生活保護担当課は、生活保護等健康診査対象者の申し出に基づき、生活保護法に基づく受給証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書（以下「受給証明書」という。）、受診票及び受診の手引きを交付する。

(受給証明書等の提出)

第33条 生活保護等健康診査対象者は、第35条の集団健康診査又は医療機関健康診査の受付窓口にて、受給証明書及び受診票を提出する。

(受診回数)

第34条 生活保護等健康診査対象者が生活保護等健康診査を受診できる回数は、同一事業年度において、1人当たり1回とする。

(実施形態)

第35条 生活保護等健康診査は、次の形態により実施する。

- (1) 集団健康診査 区役所等の会場で実施する。
- (2) 医療機関健康診査 個別医療機関で実施する。

(委託)

第36条 生活保護等健康診査の実施は、実施体制を継続的かつ安定的に確保できる団体で、別に契約する機関に委託する。

(特定健康診査の準用)

第 37 条 生活保護等健康診査の実施に当たっては、第 9 条から第 12 条までの規定を準用する。
ただし、第 12 条における階層化の結果の通知に関する規定については、生活保護等健康診査対象者のうち 75 歳未満の者に限り適用する。

(受診料金)

第 38 条 生活保護等健康診査に係る受診料金は、無料とする。

(同一事業年度に 2 回以上受診したことが判明した場合の取扱)

第 39 条 生活保護等健康診査対象者が、生活保護等健康診査を同一事業年度に 2 回以上受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、同一事業年度に複数回受診しないよう促す文書を送付することとし、それ以後に同様に受診したことが判明した場合は、健診費用の全額を請求するものとする。

(受診後、生活保護等健康診査対象者でなかったことが判明した場合の取扱)

第 40 条 受診日現在に生活保護等健康診査対象者でない者が、生活保護等健康診査を受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、健診費用の全額を請求するものとする。

(雑則)

第 41 条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。